

所得税法と資産分類

Individual tax law and asset classification

今 村 修

目次

はじめに

- 第1章 所得税法にはなぜ体系的な資産分類がないのか
- 第2章 所得税法にはどのような資産分類が行われているか
- 第3章 損益通算
- 第4章 雑損控除
- 第5章 所得税法における所得分類
- 第6章 問題点の指摘

はじめに

本稿は、所得税法における資産の分類を考察するものであるが、資産の分類は所得税法の性質から資産全般についてではなく、部分的に行われているに過ぎない。その部分的な分類を分析・検討して、現行の資産の分類の問題点を摘出し、ささやかな提言を行う。

なお、本文中「法〇条」とあるのは「所得税法第〇条」を、「令△条」とあるのは「所得税法施行令第△条」を意味している。

資産の分類を述べるに当たって、用語を定義しておくこととする。ここでは、金融資産（有価証券、信託、保険等）については、特に断りのない限り言及しない。また、無形資産についてもほぼ同様である。有形資産については、端的に言えば、動産と不動産に分類して議論を展開する。そして、有形資産は、「事業・業務用資産」と「生活用資産」とに二分されている。「事業・業務用資産」は、たな卸資産（法2条十六号）、山林（法32条、法51条3項）不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用の供される固定資産等（法51条1項）及び不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産（法51条4項）に分かれている。生活用資産は動産について「生活に通常必要でない資産」（法62条1項、令178）と「生活に通常必要な資産」（法9条1項九号）に二分されている。なお、本稿において便宜上「事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用の供される固定資産等（法51条1項）」については「事業用資産」、「不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産（法51条3項）」については「業務用資産」ということがある。なお、「事業・業務用資産」と「生活用資産」は本稿固有の用語である。

第1章 所得税法にはなぜ体系的な資産分類がないのか

1 所得税法には体系的な資産分類が示されていない。

これには、二つの理由が考えられる。所得税法は会計基準とは異なり表示の基準ではないというのが、一つの理由である。会計基準は表示の基準であるとともに利益算定の基準であるが、所得税法は単なる課税所得算定の基準でしかない。そうすると、所得税法にはそもそも体系的な表示基準、即ち体系的な資産分類を示す必要性がない。

所得税法は課税所得・所得税額を損益法により算出する方法を規定しているといえるが、その規定ぶりに、体系的な資産分類が示されていないもう一つの理由がある。即ち、所得税法において、まずは総論的な規定が設けられ、これとは別の扱いをするものについて特別の規定が設けられるという構成をとっている。言い換えれば、課税所得の算定について殆どは総論的な規定（法36条等）によってカバーされているが、ここでは資産の具体的な分類は殆どなされていない。総論的な規定ではその必要がないからである。特別な規定の中に、特別な扱いの資産について具体的な分類がなされているに過ぎない。

言い換えると、所得税法では損益法により所得は収入金と経費との差額によって算出されるが、このことは全くといっていいほど資産の種類とは関係がない。即ち、資産の種類によって算出の仕方が異なるということはない。拙稿「所得税のフレーム・ワーク」（千葉商大紀要第50巻第1号2012年9月）で示したように、資産の種類は所得の種類とは関係している。すなわち、資産の種類によって利子所得、配当所得、山林所得、不動産所得、譲渡所得等所得の種類に違いが生ずることはあっても、所得を構成する点については同じである。資産の種類は、所得の種類を決定する上で重要な factor となることがあるが、所得を生じさせるという点ではどのような種類の資産であれ同じである。しかも、資産の種類が所得の種類 factor となる場合であっても、その資産だけを取り出（pick up）して（例えば山林所得については、5年超保有する山林の伐採又は譲渡による所得、不動産所得については不動産等の貸付による所得、・・・）規定しており、到底体系的とはいえない。それだけを、取り出して所得の種類を決定するシステムである。以上の議論は、次のようにまとめることができるであろう。

所得税法は総論的な又は原則的な規定が定められ、これとは別の扱いをするものについて特別な規定を設けるという構造である。この総論的な規定には個々の資産について言及していない。また、特別な規定も資産の種類を体系的に取り上げられてはいない。その資産について特別な扱いをするものについて pick up するというやり方である。

2 法人税法についてもほぼ同じことが言える。ただ、法人税の場合、法人の所有する資産はすべて法人の所得（課税所得）に関係する。法人税法の世界では法人の有する資産はすべて「事業用の資産」である⁽¹⁾からである。だからといって、法人税法の条文において資産が網羅的に取り上げられているわけでも、ましてや体系的な資産分類が示されているわけでもない。法人税法の処理基準は、所得税法と同様に総論的な又は原則的な規定（法人税法22条）が定められ、これとは別の扱いをするものについて特別な規定を設けるという構造である。この総論的な規定には個々の資産について言及していない。

(1) 所得税法の場合には、個人の有する資産には「事業業務用の資産」のほかに「生活用の資産」がある。

また、特別な規定も資産の種類を体系的に示してはいない。特別な扱いをする資産について pick up するというやり方である。

- 3 相続税は、所得課税の一類型とはいえ資産そのもの（ここでは、資産の取得そのものが資産の増加分であり所得でもある）に課税されるが、体系的な資産分類が行われているとはいえない。ただ、資産分類は相続税法における財産評価の局面で行われているということがいえよう。（「財産評価基本通達（昭和39年4月25日直資56直審（資）17）」）

第2章 所得税法にはどのような資産分類が行われているか

- 1 所得税（法）の制度としての最も critical な点は、生活用資産（消費）の扱いではないかと考えられる。それは、次の理由による。

所得税法は、法人税法とは異なり、個人（自然人）が納税義務者であることから、法人が納税義務者である法人税には存在しない問題が生じる。（法人は、営利追求を目的とする機関とみなされている。従って、その取引・行為・資産はすべて営利目的のためのものと考えられている。）これに対して個人（自然人）は、所得稼得者と生活者の両面を有している。所得税法は専ら個人（自然人）の所得稼得者の面をターゲットにしているものの、個人（自然人）を納税義務者とする所得税の性格から、生活者としての面を度外視しているわけではない。度外視するどころか、生活者としての面を一部課税所得の計算に組み込まれている（所得控除）。しかも、そもそも所得稼得者の面と生活者の面は明確に区分けされているわけでも、区分けできるわけでもない。このような所得税法及び納税義務者・自然人の有する性格が資産の分類に影響を与えているといえよう。

- 2 生活用資産について留意すべきは、その増加分（収入面）については所得の計算上算入するが、その減少分である消費（経費・損失）については所得の計算上算入しない（控除しない）という非対称性である。その減少分は、正しく消費＝生活と考えられるからである。

- 3 なお、消費とはいっても、本稿で問題とされるのは cash out による消費ではなく、資産に係る消費である。ここに資産に係る消費とは、減価償却、譲渡原価又は災害等による損失をいう。この資産に係る消費を損益通算と雑損控除という仕組みを通じて概観することにより、所得税法の資産分類の一部が見えてくるのではないかと考えるものである。換言すれば、この消費を糸口として、資産の分類をみていこうというのが本稿の approach である。また、消費に係る資産の分類は（全体からみれば）部分的ではあってもそれなりに体系的な分類が行われているのではないかと考えるものである。

- 4 以上のことを我が国の所得税法に即して break down すれば次のように説明することができる。所得税法の規定（課税所得の計算過程）は、各種所得、総所得金額等、課税所得金額の3段階であるが、消費の扱いについては、総所得金額等までの段階においては算入させないこととされているが、課税所得の段階では逆に算入を認めるという構成になっている。総所得金額等までの段階には各種所得の段階と総所得金額等の段階とが

あるが、各種所得の段階においては消費の混入については制度的にガードされている。従って、この段階においては消費（生活用資産）の入り込む余地はない。

- 5 ところが、総所得金額等の段階においては損益通算が行われることから、生活用資産に係る所得の計算上生じた損失が控除される可能性が生じることから問題が生じてくる。生活用資産に係る所得の計算上生じた損失は消費と考えられているが、これが損益通算により（他の所得から）控除されることにより消費が混入する可能性があるからである。ここでの損益通算を通ずる消費の混入の可能性は、先述したように、そもそも事業・業務用資産に係る所得の計算上からは生じるものではなく⁽²⁾、生活用資産に係る所得の計算上から生じるものである。そこで、生活用資産に係る所得の計算上生じる損失について一体どのようなものがあるかについて pick up し、それらを損益通算の仕組から排除しておく必要がある。これが、損益通算の過程における消費排除のシステムである。
- 6 他方では、課税所得金額の段階においては、消費が控除されるがこれは制度的に租税政策として認められたものである。所得控除の中で、（生活用）資産という観点からは雑損控除が問題となる。この場合、雑損控除の趣旨からして、あらゆる資産の損失について雑損控除が認められるのではなく、一方では必要経費として控除されるものについてはこれを対象外とし（二重控除の防止）、他方生活の用に供する資産であっても、生活に通常必要なものに限定されていると考えられる。ここでは、雑損控除の対象となる資産について「生活に通常必要な資産」に限定するについて、どのように規定されているか、体系的に（網羅的に）カバーされているかが問題となる。

以上要約すれば、所得税（法）の資産分類にとって最も critical な点は生活用資産の扱いであるが、これは我が国の所得税法の仕組としては損益通算と雑損控除である。所得税法において、この両局面において部分的であるが体系的な資産の分類が行われているのではないかと考える。

第3章と第4章で、損益通算と雑損控除について所得税法の条文をみていくことにする。

第3章 損益通算

- 1 損益通算については、法69条1項に「総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、政令で定める順序により、これを他の各種所得の金額から控除する。」と原則的な規定が設けられている。続く、2項で「前項の場合において、同項に規定する損失の金額のうちに第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産に係る所得の金額（以下この項にお

(2) 事業用資産については生じないと言い切れるが、業務用資産から生じないと言い切れるかは疑問である。この点については、第3章で議論が展開される。

いて「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」という。)の計算上生じた損失の金額があるときは、当該損失の金額のうち政令で定めるものは政令で定めるところにより、他の生活に通常必要でない資産に係る所得の金額から控除するものとし、当該政令で定めるもの以外のもの及び当該控除をしてもなお控除しきれないものは生じなかったものとみなす。」と規定されている。

2 2項にいう法62条第1項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する資産は、令178条に次のように規定されている。

令178条「法第62条第1項(生活に通常必要でない資産の災害による損失)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。」

- 一号 競走馬(その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。)その他射こう的行為の手段となる動産⁽³⁾
- 二号 通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽又は保養の用に供する目的で所有する不動産⁽⁴⁾
- 三号 生活の用に供する動産で第25条(譲渡所得について非課税とされる生活用動産の範囲)の規定に該当しないもの⁽⁵⁾

3 「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」の計算上生じた損失の金額の中で、法62条2項により控除が認められているのは、競走馬の譲渡損失(の競走馬の雑所得からの控除)のみであり、これを除いては「生活に通常必要でない資産に係る所得の金額」の計算上生じた損失については損益通算を容認しないこととしている。(令200条)

4 ところで、損益通算は、納税者に有利な(税額減少の)規定として、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得についてのみ認められるものである。ここで、上記一～三号に掲げられた資産について、これらどのような種類の所得が発生する可能性があるかについて次に検討しておきたい。なお、法69条2項にいう「資産に係る所得」の文言は、理論上その資産に係る幅広い所得の種類を想定しているものといえる。

一号 譲渡所得(損益通算の対象)・雑所得(損益通算の非対象)

※(損益通算の対象の)不動産所得、事業所得、山林所得はあり得ない。

(3) 賭博場のチップについての判決-大阪高判平成8年11月8日(行裁例集第47巻11-12号1117頁)賭博場のチップは「射こう的行為の手段となる動産」に当たるからその盗難による損失は雑損控除の対象とならないと判示した。

(4) リゾートホテルについての判決-東京地裁平成10年2月24日判決(判例タイムズ1004号142頁)給与所得者が、購入・所有していたコンドミニアム形式のリゾートホテル(の一室)は、その目的は営業ではなく自己の保養であるとして令178条2号に該当すると判示された。

(5) 給与所得者のマイカーについての判決-大阪高判昭和63年9月27日(訴訟月報第35巻4号754ページ)勤務先への通勤、勤務先の業務の業務、レジャー等に使用されていた給与所得者のマイカーは、第1審では「生活に通常必要な資産」に該当するとされたが、第2審において「生活の用に供する動産」に該当するが「生活に通常必要な動産」には該当しない、即ち「生活に通常必要でない動産」に該当すると判示された。

- 二号 不動産所得（損益通算の対象）譲渡所得（土地建物等の譲渡であるため損益通算の非対象）・
※（損益通算の対象の）事業所得、山林所得はあり得ない。
- 三号 譲渡所得（損益通算の対象）・雑所得（損益通算の非対象）
※（損益通算の対象の）不動産所得、事業所得、山林所得はあり得ない。
- 5 次に、以上の議論を前提にして令178条に掲げられた各資産について、若干のコメントを付す。
- 一号 ここでは、事業・業務用資産の分類の中で競走馬等は業務用資産に分類されている。しかしながら、競走馬等は、もともと所得稼得の側面と消費それもギャンブル的な側面があると考えられている。というよりも、業務用資産というよりむしろ生活用資産の色彩の方が濃いのではないかと考えられる。競走馬等がたまたま運よく賞金等を稼いだから業務用資産に“昇格”しただけであって、基本的には生活用資産として所得税法上位置づけられるべきではないかと考えられる⁽⁶⁾。
- 二号 別荘等の損益通算については、別荘等に係る所得が生じることが前提である。「資産に係る所得」として、その資産の譲渡、貸付、又は利用（業務）による所得が考えられる。このうち、別荘等の土地・建物等の譲渡による所得（譲渡所得）は分離課税であるから、損益通算は原則ありえない。貸付け・利用による所得については、それが、たまたま臨時的に貸付け・利用・運用によって収入を得ることが想定されているのではないかと考えられる。その損失は、別荘等も競走馬等と同じように基本的には生活用資産であることから、いわゆる消費の性質を有するものである。損益通算が排除されているのはこのような理由による。逆に、このような別荘等について損益通算を容認することは徒に行き過ぎる節税の機会を与えるだけであり、課税ベースを浸食するおそれがある。
- 三号 これは、生活用資産のうちの生活用動産についてグループ分けしたものである。いわゆる二分法であり、「生活に通常必要な動産」は、「生活の用に供する動産」の内書きになる。なお、「生活に通常必要な動産」は、その譲渡所得が非課税（法9条1項）であり、その譲渡損失はないものとされる（法9条2項）。また、その保有利用による所得は帰属所得であるが、これが課税されないところから、その費用・損失も控除されないこととされている。「生活の用に供する動産」と「生活に通常必要な資産」との間の課税上バランスについては、別段問題がないと考える。

- 6 法69条2項、損益通算の過程で生活用資産に係る所得の計算上生じた損失を block するのがその趣旨である。損益通算の規定からは、消費の侵入を防止する姿勢を窺うことができる。損益通算の過程における消費の侵入は生活用資産に係る所得の計算上生じるのであるから、所得（資産に係る所得金額の計算上生じる損失）の発生する可能性のあ

(6) 偶発的な性格を有しない競走馬の所有者の損失のように、継続的な行為に基づく損失であっても、本来営利を目的としない趣味ないし娯楽から生じた損失については、その消費という処分的性格からみて、経常的な他の所得からの控除について制限を設けるべきである。」（注解所得税法研究会「注解所得税法研究会四訂版」大蔵財務協会 2005年979～980頁）

る生活用資産を規定すればよいことになる。

具体的にいえば、損益通算において、いわゆる消費が損益通算に混入するおそれのある競走馬等、別荘等、又は生活の用に供する動産（「生活に通常必要な動産」以外のもの）にかかる所得の赤字（所得の金額の計算上生じた損失の金額）について、(1)別荘等及び生活の用に供する動産、（「生活に通常必要な動産（30万円未満）」以外）は明らかに消費であることからこれを損益通算から排除するとともに、(2)競走馬については、いわゆる（必要）経費の面もあること（事業・業務の面もあることから）から、その譲渡所得の赤字に限ってその雑所得の黒字から控除する（損益通算を認める）こととしたものである。

7 これらの令178条の区分けは、文言上又は理論的には整理されているといえるが、実務上難しい問題を惹起しかねない。というのは、その判定が専ら事実認定如何によるからである。例えば、「雑所得を生ずべき業務に使用されている」自家用車等の譲渡損失の損益通算の可否の判定にはかなりの困難が予想される。

第4章 雑損控除

1 雑損控除は法72条1項に「・・有する資産（第62条第1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）に規定する資産）及び第70条第3項（被災事業用資産の損失の金額）に規定する資産を除く。」について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合・・、その年における損失の金額を・・その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額か控除する。・・」と規定している。雑損控除の対象資産から、法62条1項に規定する資産及び法70条3項に規定する資産を除外している。前者法62条1項に規定する資産というのは、損益通算の規定の場合と同じであり、後者はたな卸資産又は法51条1項（「事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用の供される固定資産等」）若しくは法51条3項（「山林」）に規定する資産である。

2 ところで、雑損控除は、納税者に有利な（税額減少の）規定であるが、法72条の雑損控除の対象となる資産の規定ぶりは包括的である。即ち、納税者等の有する資産のうち、法62条に規定する資産及び法70条に規定する資産を除く（「除く」という文言は、引算のいわゆる消極的な規定ぶりである）全ての資産が対象とされている。法62条に規定する資産は、3に詳述するように「生活に通常必要でない資産」を規定している。法70条の規定する資産は、たな卸資産、事業用資産（法51条第1項）、山林（法51条第3項）である。これらは、必要経費として控除されるため、雑損控除の対象から除外されている。（二重控除の防止）

以上を総合すれば、この法72条の規定から雑損控除の対象資産を逆に積極的に読み取れば、「生活に通常必要な資産」と業務用資産（法51条第4項）ということになる。

3 雑損控除については、先に述べたように、その対象を原則「生活に通常必要な資産」に限定されていると考えられる。動産についてはその趣旨が令178条3号にストレートな文言により明らかであるが、不動産については、必ずしも明らかではないが、令178

条2号により別荘等がその対象から排除されていることについてその趣旨の一片を窺うことができる。また、令178条1号にいう競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産については、動産であるから3号で読み込むことも可能ではないか（競走馬等は明らかに「生活に通常必要な動産」ではない。）と考えられるが、むしろこれらは業務用資産の範疇とも考えられている。そこで、業務用資産については原則として雑損控除の対象から排除されていないので、競走馬等は雑損控除の対象となる可能性がある。そこで、これをここで排除したものと考えられる。

- 4 ところで、業務用資産について雑損控除の対象資産となっていることについてどのように考えるべきであろうか。雑損控除の対象資産として、理解が困難なものはこの「業務の用に供する資産」であろう。「業務の用に供する資産」とはいつても、「事業の用に供する資産」とは異なり、果してこれを雑損控除の対象から外さなくてよいのかという問題が存在するからである。次にこのことを考察してみたい。

業務用資産についても雑損控除が認められている理由として、一つには、業務は「その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除くもの」とされているとおりその資産は事業用資産というわけでもなく、かといって、（生活（消費）の色彩もあり）「生活に通常必要な資産」ではないと言い切れるわけでもない（「生活に通常必要な資産」の範疇に入る可能性を排除できない）ことから容認されたのではないかと考えられる。

業務用資産を雑損控除の対象として考えられるより実際的な理由は、「事業用資産」であれば、「・・・取りこわし、除却、滅失（当該資産の損壊による価値の減少を含む。）その他の事由により生じた損失の金額は・・・不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入する。」（法51条1項）とあるように、不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入されるので、損益通算及び繰越又は繰戻控除を享受できる。ところが、「業務用資産」であれば、「・・・年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額を限度として・・・不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する。」（法51条4項）とあるように、損益通算及び繰越又は繰戻控除を享受できない。このインバランスを是正する趣旨からして、損失の原因が、災害、盗難又は横領に限定されているとはいえ雑損控除を認めたものではないかと考えられる。いうまでもなく、雑損控除にも繰越が認められている。雑損失の繰越控除である。

業務用資産であれば、「競走馬射こう的行為の手段となる動産」（令178条2号）に該当しない限り、雑損控除の対象となり、更には、選択により必要経費の対象にもなる。（所得税基本通達72-1）所得税法は、業務用資産については軽課の姿勢を示していることが窺える。事業用資産とのバランスからみても遜色ない。事業用資産との税負担の差は、事業所得と雑所得の扱いの差から生じるものだけである。

第5章 所得税法における資産分類

これまで述べてきたところをまとめると、所得税法における資産分類は次のように総括できる。

- 1 所得税法における資産分類は、第2章で述べた理由により、(次に示す条文の見出しにみるように)納税者不利(収入金、課税所得又は税額の増加)の局面ではなく、納税者有利(経費・必要経費の増加、課税所得又は税額の減少)の局面で示されている。具体的に資産の分類が行われているのは、法62条【損益通算】、法70条【純損失の繰越控除】及び法72条【雑損控除】である。
- 2 所得税法における資産分類は、形態別と用途別の二重の分類となっている。即ち、形態別に分類されたものが、更に用途別に分類される。用途別に分類されたものが、更に形態別に分類されるといってもよい。形態別とは動産、不動産(土地建物等)、金融資産の分類である。(金融資産のうち無記名債権は動産とされる(民法86条3項)が、所得税法上は別建てとなっている。)
- 3 用途別には、生活の用に供する資産、たな卸資産、山林、事業・業務用資産に大別され、生活の用に供する資産は、更に生活に通常必要な資産とそれ以外の資産に分けられる。また、事業・業務用資産については、更に事業用資産と業務用資産に分けられる。
- 4 生活の用に供する不動産(土地建物等)について、生活に通常必要な不動産とそれ以外の不動産に明確に分けられているとは言いがたい。最後に、金融商品の用途別分類について、どのような分類が行われているか詳らかではない。

第6章 問題点の指摘

最後に、これまでの議論から最後に所得税法の資産の分類について、次の問題点を指摘しておく。なお、業務用資産の扱いについては、本稿で述べたように理解できるのであれば、特段不都合はない、租税法の世界はすべて理論で仕切ることができるとは考えないからである。

- 1 不動産に関する規定(令178条2項)については、すべて網羅されていないのではないか、モレがあるのではないか、空隙があるのではないか。
具体的には、法62条第1項「・・・生活に通常必要でない資産として政令で定めるもの・・・」にあるところ、「として」を「生活に通常必要でない資産」の「内(うち)」と読むべきか否か。すなわち、政令で定めるもの以外に「生活に通常必要でない資産」が存在すると読むのか又は読まないのか。素直に読めばこの外に「生活に通常必要でない資産」があり、それは雑損控除の対象から除外されないと読めるのではないか。そうすると例えば、遊休不動産、親族以外の者の居住する不動産については、条文上雑損控除の対象として読み込むことが可能である。雑損控除の趣旨としてこれでいいのか問題である。

提言としては、特に雑損控除の局面において不動産については租税特別措置法の「居住用財産」の概念を導入すべきではないかと考える。

2 生活用資産のうち生活用動産については、「生活の用に供する動産」と「生活に通常必要な動産」の二分法で分類されているが、二分法自体には異論はない。異論があるのは、「生活の用に供する動産」という文言であり、例えばレジャー用品は、「生活に通常必要な動産」に読み込まれないで「生活の用に供する動産」に読み込まれているが、果してこの読み込みは分かり易いのか。

なお、令178条・法62条1項（生活に通常必要でない資産の災害による損失）1号に規定する「競走馬（その規模、収益の状況その他の事情に照らし事業と認められるものの用に供されるものを除く。）その他射こう的行為の手段となる動産」について、競走馬はともかく「その他射こう的行為の手段となる動産」は、本稿第5章3の用途別分類によれば、「事業・業務用資産」に分類されると考えられる。しかしながら、「生活の用に供する動産」に分類されるとも考えられる。いずれにしても法62条に規定する資産に該当することについて結論としては同じになるが、体系的な分類という観点からすればいまひとつしっくりこない。

抄録

本稿は、所得税法における資産の分類を考察するものであるが、資産の分類は所得税法の性質から資産全般についてではなく、部分的に行われているに過ぎない。その部分的な分類を分析・検討して、現行の資産の分類の問題点を摘出し、ささやかな提言を行うものである。

所得税法においては法人税法又は相続税法等も同様であるが、租税法特有の事情により、資産の体系的な分類が規定されていない。

ところで、所得税（法）の資産分類にとって最も critical な点は生活用資産の扱いであるが、これは我が国の所得税法の具体的な仕組としては損益通算と雑損控除である。所得税法において、この両局面において部分的であるが体系的な資産の分類が行われているのではないかと考える。そこで、損益通算と雑損控除の分析検討を行い、これを手がかりにして、所得税法における所得分類の構築を試みた。

さらに、この構築された所得税法における所得分類の構築を通じて、現行所得税法における資産分類の問題点を指摘する。